

会派等名 【 政友会 】

上半期分 下半期分 年度途中分

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
11	条例		10月12日	保存用コピー作成			
14	施行規則		10月12日	領収書等原本還付			
15	施行規則		10月12日	関係書類のPDF保存			
16	運用基準	調査研究費	10月5日	旅費積算確認(※1)	説明確認	0 円	
18	運用基準	調査研究費	10月5日	宿泊料は食事代は含まれないもの、単価は旅費条例で定める額9,800円を超えている。	積算訂正	△ 74,800 円	実績合計192,400円-(9,800×2日×6人)
26	運用基準	調査研究費	10月5日	レンタカーに係る損害保険料が算入されている。	対象除外	△ 1,620 円	
49	運用基準	研修費	10月12日	視察研修費の領収証に内訳が示されていないため、講師謝礼の費用だとする客観的な証拠書類となり得ない。(運基第4-1-(3)④)	資料追加	0 円	研修代にかかると経費の内訳を説明する文書の追加提出を求めた。
<p>(※1) 旅費の経費について(旅行期日 平成30年8月6日から8日) 旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとなっている。 上記を踏まえて実績行程を見ると、8月6日の行程は鉄道、バスを乗り継ぐ、航空機からバスを乗り継ぐ等複数の経路が考えられるものの、京丹後市から宿泊を伴わずに視察予定時刻の午後2時30分に五城目町の視察先に到達する手段は、実質、実績のとおり航空機を用いて関西圏の各空港から秋田空港へ到達するしか方法がなく、この視察目的による行程を実現させるためには、経路は妥当なものであったと解することができる。また、その経費についても実績額一人あたり18,600円は早期に予約することで通常の航空運賃よりも安価であることから、実績どおりの額の算入を可と判断する。なお、帰路についても通常の行程による8日中の到着を実現させるための経路、実績額として妥当であると判断する。</p>							

訂正合計

4	箇所	△ 76,420 円
訂正項目別内訳		
3	箇所	△ 76,420 円
1	箇所	0 円
0	箇所	0 円
0	箇所	0 円
0	箇所	0 円

- 【調査研究費】
- 【研修費】
- 【広報費】
- 【広聴費】
- 【要請・陳情費】